

堺市監査委員公表第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 23 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

文化観光局

(観光部、スポーツ部、文化国際部、歴史遺産活用部、歴史遺産活用部博物館)

第3 監査の対象期間

令和6年度(令和6年4月1日～令和6年7月31日)

ただし、必要に応じて令和5年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和6年8月1日～令和6年12月23日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 歴史遺産活用部博物館 学芸課

(1) 社会教育使用料(博物館観覧料)について

堺市博物館条例に基づき、博物館観覧料を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 物品売払収入(冊子等売払収入)について

冊子等売払収入に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 局共通項目

(1) 公有財産(土地・建物)の管理について

公有財産(土地・建物)の管理に係る事務について、以下のとおり指摘

すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 貸付料の請求

陶器スポーツ広場において、スポーツ用品等販売目的で公有財産賃貸借契約を締結している。本来、貸付料は、契約締結後に契約書記載の条項に基づき納付させることとなるが、契約締結前に貸付料を納付させていた。

(スポーツ部 スポーツ施設課)

イ 使用料以外の経費の徴収

百舌鳥古墳群ビジターセンターでは、建物の一部を観光案内所及び荷物預かりのために、また、建物外の土地の一部をレンタサイクル貸出所のためにそれぞれ目的外使用を許可している。

また、使用許可財産に付帯する設備に関する必要経費として、光熱水費を徴収している。

当該光熱水費は、面積案分により算定しているが、同センターの延床面積(レンタサイクル貸出所を含まない。)に占める使用許可面積の割合を基に算定していたため、徴収金額が過大となっていた。

(歴史遺産活用部 世界遺産課)

ウ 行政財産の目的外使用に係る使用料の請求

丸保山古墳において、電話柱 1 本、支線 2 本、共架柱 2 本の設置に係る目的外使用許可(令和 6 年 4 月 1 日から 5 年間)を行っている。

堺市財産規則では、行政財産の目的外使用に係る使用料について、使用期間が 1 年を超える場合は、毎年度の使用開始前までの日を当該年度の納期限として定めることとされている。

しかし、当該使用許可について、令和 6 年 3 月 12 日に許可申請書が提出されていたものの、許可書の交付が 4 月 1 日となり、4 月 25 日を納期限とする令和 6 年度の使用料の納入通知書を 4 月 9 日に発出していた。

(歴史遺産活用部 世界遺産課)

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 入札・随意契約結果の公表

委託業務の入札等結果のホームページ公表に係る事務マニュアルで

は、予定価格が 100 万円を超える委託業務の入札結果・随意契約結果を市ホームページで公表することとされている。

しかし、収蔵庫資料消毒殺虫及び館蔵資料殺菌燻蒸業務は予定価格が 100 万円を超えているにもかかわらず、公表していなかった。

(歴史遺産活用部博物館 学芸課)

(3) 負担金について

負担金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(5) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 公金外現金の管理

堺・アセアン交流促進委員会に係る公金外現金について、取扱いの規定では、支出手続等を行う収支整理者は、市から同委員会に支出する負担金の担当者と同じ者としないとされている。

しかし、当該公金外現金の支出伝票の起案など支出手続を行っていた者が、市から同委員会への負担金の支出手続を行っていた。

(文化国際部 国際課)

イ 切手等受払簿の整理

令和 6 年 9 月 10 日に実地調査を行ったところ、切手等受払簿において、所属長の決裁を受けていないものや、決裁及び物品取扱員の確認印がなく、切手を払い出しているものがあった。

(歴史遺産活用部 文化財課)